

令和3年7月13日

保護者の皆様

長久手市立北小学校長 勝谷 晋也

「まん延防止等重点措置」から「愛知県嚴重警戒措置」への 移行に伴う教育活動について

保護者の皆様方には、日頃の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

このたび、愛知県は、令和3年7月11日に「まん延防止等重点措置」を解除し、令和3年7月12日から8月11日までの期間、「愛知県嚴重警戒措置」を実施することを発表しました。長久手市教育委員会による『「まん延防止等重点措置」から「愛知県嚴重警戒措置」への移行に伴う教育活動ガイドライン』に基づき、下記のとおり対応いたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。(変更点はありません。)

記

1 感染症対策について

教育活動（学習、給食、清掃等）における感染症対策は、「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について（北小ガイドライン R3.4.7版）」に記載した対策を徹底し、感染防止に努めます。

2 学習活動について

感染症対策を適切に実施して活動します。ただし、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、地域の感染状況に応じて、慎重に検討しながら徐々に再開していきます。

3 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりします。

各学年校外学習は、見学先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施します。

4 部活動について

(1) 感染防止対策を徹底した上で行います。活動の中止等は部活動ごとにお知らせします。

(2) 練習試合を含めた対外試合は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で行います。

5 児童の健康状態の把握等について

ご家庭でも検温、健康状態の確認をしていただき、登校については以下のとおりお願いします。欠席する場合は出席停止となります。その他の理由で登校が心配される場合は学校までご相談ください。

なお、学校への連絡は連絡帳ではなく、電話でも結構です。

(1) 発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校を控えさせてください。

(2) 同居のご家族等がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。

(3) 同居のご家族が濃厚接触者になった場合、かかりつけの医師や保健所の指導・助言に従うとともに、慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。

※長久手市教育委員会『「まん延防止等重点措置」から「愛知県嚴重警戒措置」への移行に伴う教育活動ガイドライン』および「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について（北小ガイドライン R3.4.7版）」については本校ホームページからご覧いただけます。

連絡先 長久手市立北小学校 〈0561-62-9292〉